

## 『ジェネリック医薬品差額通知』送付月変更のお知らせ

東京都木材産業健康保険組合では、ジェネリック(後発)医薬品の使用、促進を図るため、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えることによって薬代の削減効果が高くなる方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知」を毎年3月に医療費通知と併せて送付していましたが、より効果をあげるため、平成30年度より、「ジェネリック医薬品差額通知」のみ送付月を12月へ変更いたしますのでお知らせいたします。

「ジェネリック医薬品差額通知」送付月

平成30年度より3月→12月へ変更

※医療費通知につきましては、送付月の変更はありません。

※差額通知の内容及び通知方法の変更はございませんので、通知が届きましたら、是非、内容等をご確認下さいますようお願いいたします。

東京都木材産業健康保険組合